

報 告 4

草津市内における危険なバス停について

滋賀運輸支局、滋賀県バス協会、滋賀県警察本部、滋賀国道事務所、滋賀県で構成されている「滋賀県バス停留所安全性確保合同検討会」において、滋賀県内の危険なバス停が公表されたことから、草津市内における危険なバス停について、別紙のとおり報告します。

＜滋賀県バス停留所安全性確保合同検討会＞

バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表

令和2年12月25日現在

番号	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定 結果	安全対策実施状況
42	近江鉄道(株)	北大萱(下物向き)	草津市北大萱556-2地先	A	安全対策検討中
43	近江鉄道(株)	小屋場(復路)	草津市下笠町685番地先	A	安全対策検討中
44	近江鉄道(株)	小屋場(往路)	草津市下笠町685番地先	A	安全対策検討中
45	近江鉄道(株)	パナソニック南門前(南草津駅向き)	草津市野路東2丁目7番先	A	安全対策検討中
210	近江鉄道(株)	常盤東総合センター	草津市芦浦町327-7地先	B	安全対策検討中
211	帝産湖南交通(株)	アーバンホテル草津(往路)	草津市大路1丁目4-31	B	安全対策検討中
212	帝産湖南交通(株)	草津川橋(往路)	草津市大路2丁目5	B	安全対策検討中
213	帝産湖南交通(株)	草津川橋(復路)	草津市大路2丁目5	B	安全対策検討中
214	帝産湖南交通(株)	東草津(往路)	草津市大路3丁目4-60	B	安全対策検討中
215	帝産湖南交通(株)	東草津(復路)	草津市大路3丁目4-60	B	安全対策検討中
216	帝産湖南交通(株)	笠山六丁目(往路)	草津市笠山6丁目5-40	B	安全対策検討中
217	帝産湖南交通(株)	笠山六丁目(復路)	草津市笠山6丁目5-40	B	安全対策検討中
218	近江鉄道(株)	陽の丘団地(山田小学校向き)	草津市木川町717地先	B	安全対策検討中
219	帝産湖南交通(株)	草津一丁目(往路)	草津市草津1丁目11-1	B	安全対策検討中
220	帝産湖南交通(株)	草津一丁目(復路)	草津市草津1丁目11-1	B	安全対策検討中
221	帝産湖南交通(株)	本陣東口(往路)	草津市草津1丁目5	B	安全対策検討中
222	帝産湖南交通(株)	本陣東口(復路)	草津市草津1丁目5	B	安全対策検討中
223	帝産湖南交通(株)	グリーンピア東口(往路)	草津市草津町1645-108	B	安全対策検討中
224	帝産湖南交通(株)	グリーンピア東口(復路)	草津市草津町1645-108	B	安全対策検討中
225	近江鉄道(株)	吉田三大神社	草津市志那町309地先	B	安全対策検討中
226	近江鉄道(株)	スダレ西児童遊園	草津市西波川2丁目6-90地先	B	安全対策検討中
227	帝産湖南交通(株)	大塚団地(復路)	草津市西矢倉3丁目17-8	B	安全対策検討中
228	帝産湖南交通(株)	老上まちづくりセンター(往路)	草津市野路町519	B	安全対策検討中
229	帝産湖南交通(株)	老上まちづくりセンター(復路)	草津市野路町519	B	安全対策検討中
230	帝産湖南交通(株)	片原公園前(往路)	草津市野路町664-10	B	安全対策検討中

<滋賀県バス停留所安全性確保合同検討会>

バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表

令和2年12月25日現在

番号	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定 結果	安全対策実施状況
231	帝産湖南交通(株)	片原公園前（復路）	草津市野路町 6 6 4 - 1 0	B	安全対策検討中
232	近江鉄道(株)	ハローワーク草津	草津市野村5丁目18-14地先	B	安全対策検討中
233	帝産湖南交通(株)	笠堂公園（往路）	草津市南笠町 1 1 7 0 - 2	B	安全対策検討中
234	帝産湖南交通(株)	笠堂公園（復路）	草津市南笠町 1 1 7 0 - 2	B	安全対策検討中
235	帝産湖南交通(株)	南笠東三丁目（往路）	草津市南笠東 3 丁目 1 7	B	安全対策検討中
236	帝産湖南交通(株)	南笠東三丁目（復路）	草津市南笠東 3 丁目 1 7	B	安全対策検討中
237	近江鉄道(株)	レークサイドタウン	草津市南山田町1712地先	B	安全対策検討中
238	帝産湖南交通(株)	矢倉一丁目 (南草津駅向き)	草津市矢倉 1 丁目 6 - 4 0	B	安全対策検討中
239	帝産湖南交通(株)	矢倉会館（往路）	草津市矢倉 2 丁目 1	B	安全対策検討中
240	帝産湖南交通(株)	矢倉会館（復路）	草津市矢倉 2 丁目 1	B	安全対策検討中
241	近江鉄道(株)	UCD-ARROW	草津市矢倉1丁目2-19地先	B	安全対策検討中
350	帝産湖南交通(株)	大塚団地（往路）	草津市西矢倉 3 丁目 1 7 - 8	C	安全対策検討中
351	帝産湖南交通(株)	下北池北口（往路）	草津市西矢倉 3 丁目 7 - 3 1	C	安全対策検討中
352	帝産湖南交通(株)	下北池北口（復路）	草津市西矢倉 3 丁目 7 - 3 1	C	安全対策検討中
353	近江鉄道(株)	東矢倉南(南草津駅向き)	草津市東矢倉3丁目34-51地先	C	安全対策検討中
354	帝産湖南交通(株)	南笠東小学校（往路）	草津市南笠東 4 丁目 5 - 5 4	C	安全対策検討中
355	帝産湖南交通(株)	南笠東小学校（復路）	草津市南笠東 4 丁目 5 - 5 4	C	安全対策検討中

滋賀県バス停留所安全性確保合同検討会構成員

- ・近畿運輸局滋賀運輸支局
- ・一般社団法人滋賀県バス協会
- ・滋賀県警察本部
- ・近畿地方整備局滋賀国道事務所
- ・滋賀県

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしていた安全上の優先度のランク分け（判定）の手法等について、下記のとおり通知するので、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、関係機関の協力を得て必要な情報を収集し、対応に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、道路局及び警察庁と調整済みであるとともに、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

＜バス停留所の安全上の優先度のランク分け（判定）の手法等について＞

（１）優先度のランク分けは、優先度が高い順にＡＢＣの３段階とする。

（２）運輸支局等及びバス事業者は、抽出されたバス停留所（既にバス停留所を存置した上での安全上のハード対策が講じられているものを除く。）について、交通事故の発生状況及び交差点又は横断歩道からの距離（別添図参照）に応じて、優先度のランク分けを実施する。優先度のランク分けにおいて、一のバス停留所が横断歩道に係る要件と交差点に係る要件の双方に当たる場合には、横断歩道に係る要件に従ってランク分けを行う。

なお、安全対策の検討において、同一ランク内における優先度を考慮する必要がある場合には、規制速度、見通し、通学路等を総合的に加味して対応すること。

【Ａランク】

- 過去３年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所

【Ｂランク】

- Ａランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後５ｍの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Ａランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所

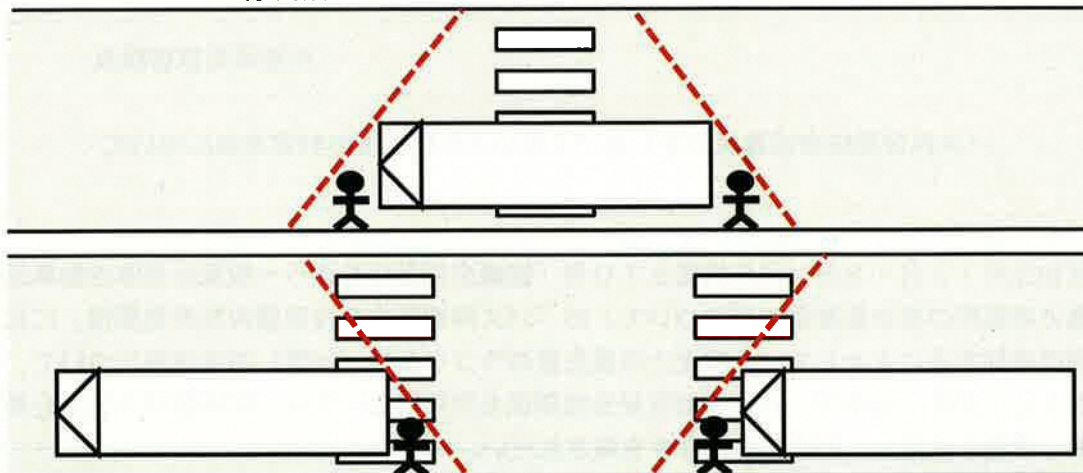
【Ｃランク】

- Ａ又はＢランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後５ｍの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Ａ又はＢランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所

【図】

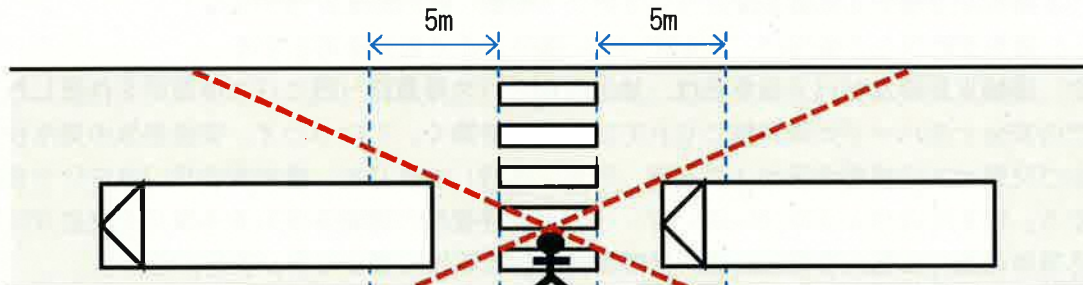
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



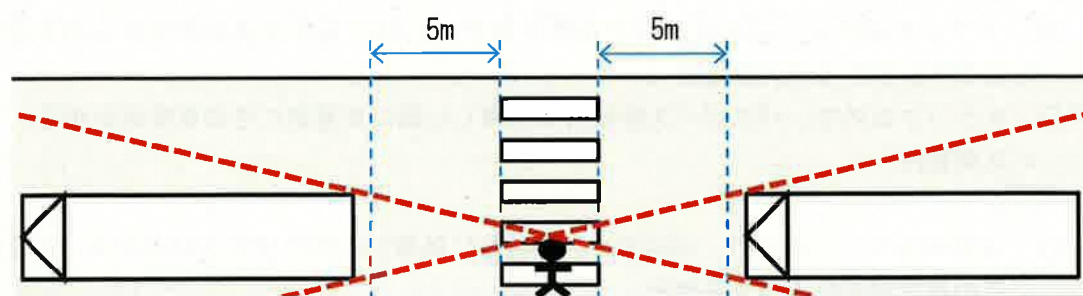
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。

事 務 連 絡
令和2年7月31日

道路局路政課長

企画課長

国道・技術課長

環境安全・防災課長

殿

自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、お知らせいたします。

また、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、情報提供等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、警察庁及び公益社団法人日本バス協会へ通知していることを申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年7月31日

警察庁交通局交通規制課長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、お知らせいたします。

また、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、情報提供等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、道路局及び公益社団法人日本バス協会へ通知していることを申し添えます。

事 務 連 絡
令和2年7月31日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、運輸支局等とともに対応をお願いしたく傘下会員に対して周知をお願い申し上げます。

なお、本件については、道路局及び警察庁と調整済みであることを申し添えます。

